

広島県告示第四百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十一年五月七日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年四月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道旭戸河内線	山県郡安芸太田町大字松原字市野原六四六番四地先から山県郡安芸太田町大字松原字市野原六五八番一地先まで	平成二十一年四月二十三日